

# R 3 那賀高等学校 防水改修工事

図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書（1）
A-02	特記仕様書（2）
A-03	付近見取図・配置図
A-04	管理棟 屋根伏図（改修前・改修後）
A-05	矩計図
A-06	詳細図（1）
A-07	詳細図（2）
A-08	管理棟 外部足場立面図（参考図）

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

## I. 工事概要

1. 工事名称	R3那賀高等学校 防水改修工事
2. 工事場所	那賀郡那賀町
3. 敷地面積	
4. 工事種目	建物概要 鉄筋コンクリート造2階建て 681㎡ 防水改修面積 244㎡
5. 工事区分	改修概要 ・屋上防水改修 ・その他上記の改修
6. 工期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。

## II. 建築工事仕様書

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁營繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑥公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>(1) 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</p> <p>(2) 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</p> <p>(3) その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された(低振動型(低騒音型)建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に3日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている○)義務付けられていない)。</p> <p>・警備員は、延3人(昼3人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員へ提出しなければならない。</p>
	2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年11月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年11月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>
	3. 安全衛生管理	

章	項目	特記事項																																				
	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付き)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(令和3年年度末までを目途)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>◎工事現場には、工事現場を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <p>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断されるものについては、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table><thead><tr><th>発生材の種類</th><th>処分許可業者の会社名</th><th>所在地 処分地</th><th>運搬距離 km</th><th>処理単価 (税抜き)</th><th>単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>県南クリーン(有) (中間処分)</td><td>阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1</td><td>16.8</td><td>800</td><td>t</td></tr><tr><td>金属(処分)</td><td>(株)旭金属☆優良認定業者</td><td>徳島県東沖洲1丁目12 徳島県東沖洲1丁目12</td><td>39.0</td><td>0</td><td>t</td></tr><tr><td>ガラス</td><td>(財)徳島環境整備公社(株)</td><td>阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先</td><td>23.7</td><td>5,640</td><td>t</td></tr><tr><td>廃ブラ</td><td>(有)久保衛生</td><td>三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1</td><td>106.6</td><td>15,000</td><td>m3</td></tr><tr><td>石膏ボード</td><td>(財)徳島環境整備公社(株)</td><td>阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先</td><td>23.7</td><td>22,800</td><td>t</td></tr></tbody></table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃処分業者以外の処分場を処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合は、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事後後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	発生材の種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位	コンクリート(無筋)	県南クリーン(有) (中間処分)	阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1	16.8	800	t	金属(処分)	(株)旭金属☆優良認定業者	徳島県東沖洲1丁目12 徳島県東沖洲1丁目12	39.0	0	t	ガラス	(財)徳島環境整備公社(株)	阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先	23.7	5,640	t	廃ブラ	(有)久保衛生	三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	106.6	15,000	m3	石膏ボード	(財)徳島環境整備公社(株)	阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先	23.7	22,800	t
発生材の種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位																																	
コンクリート(無筋)	県南クリーン(有) (中間処分)	阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1	16.8	800	t																																	
金属(処分)	(株)旭金属☆優良認定業者	徳島県東沖洲1丁目12 徳島県東沖洲1丁目12	39.0	0	t																																	
ガラス	(財)徳島環境整備公社(株)	阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先	23.7	5,640	t																																	
廃ブラ	(有)久保衛生	三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	106.6	15,000	m3																																	
石膏ボード	(財)徳島環境整備公社(株)	阿南市横町小勝187番の地先 阿南市横町小勝187番の地先	23.7	22,800	t																																	

章	項目	特記事項
	5. 施工調査	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(・有・無)</p> <p>備品名称： 保管場所： 注意事項： ◎建設リサイクル法通知済証の提示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の慶秀の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。 切り回し時期については、 頃とする。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前に、監理器具及びトランス内連相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p>
	6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁營繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用許諾届」及び「実績報告書」の提出は不要。</p> <p>(1)木材以外の材料</p> <p>(2)県産資材又は県内企業調達資材</p> <p>(3)施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機関から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p><p>① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品</p><p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p><p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p><p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p><p>注3 公共建築工事標準仕様書等との関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p></div>
	7. 化学物質を放散する建築材料等	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びビステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>

### 鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野市鴨島町鴨島乙888-3  
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日  
2021.11

縮尺

工事名称  
R3那賀高等学校 防水改修工事

図面名称  
特記仕様書(1)

図面番号  
A-01

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																										
8.	施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は施設整備課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	床、天井点検口						設備機器天井開口墨出						同上切込み及び開口補強						13.	火災保険	<p>◎対象物 工事的目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	4.	合成高分子系ルーフィングシート防水	<p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">S4S</td> <td>S-F1</td> <td rowspan="4">塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート</td> <td>mm</td> <td rowspan="4">mm</td> <td rowspan="4">mm</td> <td rowspan="4">mm</td> <td rowspan="4">立上り</td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>S-M1</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>S-M3</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平場</td> </tr> </table> <p>◎仕上げ塗料( ) 使用量( )</p> <p>◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速V0=(38)m/s 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。 ◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。 ◎固定金具 材質( ) 形状寸法( )</p>	工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考	種類	厚さ	種類	厚さ	S4S	S-F1	塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート	mm	mm	mm	mm	立上り	S-F2	1.5	S-M1	mm	S-M2	1.5	S-M3	mm					平場																	
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																													
床、天井点検口																																																																																		
設備機器天井開口墨出																																																																																		
同上切込み及び開口補強																																																																																		
工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考																																																																											
		種類	厚さ	種類	厚さ																																																																													
S4S	S-F1	塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート	mm	mm	mm	mm	立上り																																																																											
	S-F2		1.5																																																																															
	S-M1		mm																																																																															
	S-M2		1.5																																																																															
S-M3	mm					平場																																																																												
9.	技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業	防水	防水施工	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業	木	建築大工	・大工工事作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業	14.	デジタル工事写真の小黒板情報電子化		2章	改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に施設整備課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：枠組、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート防炎2類) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：ビニールシート等に養生) 養生部分( ) ◎監督員事務所は(設ける(面積 m<sup>2</sup>程度) &lt;設けない&gt;) ◎既存電力利用(出来る &lt;出来ない&gt;)、電力料金(有償・無償) ◎既存水利用(出来る &lt;出来ない&gt;)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎同用地は、(図示の場所に &lt;留意していないので業者に&gt;)設けること。</p>																																																		
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																
仮設	とび	・とび作業																																																																																
防水	防水施工	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業																																																																																
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																
左官	左官	・左官作業																																																																																
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業																																																																																
10.	設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けた次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数(中間検査)を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	4.	養生		5.	塗膜防水	<p>◎工法：ウレタンゴム系塗膜防水 P0X 種別：X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗料等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>規格・仕様</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>L4X</td> <td>X-2</td> <td>改標仕 露出・密着</td> <td>笠木 配管支持金物基礎 室外機基礎</td> </tr> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び仕様以外は、主材料製造所の仕様による。</p>	工法	種別	規格・仕様	備考	L4X	X-2	改標仕 露出・密着	笠木 配管支持金物基礎 室外機基礎																																																			
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																
3千万円未満	—	1回																																																																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																
1億円以上	2回	3回																																																																																
工法	種別	規格・仕様	備考																																																																															
L4X	X-2	改標仕 露出・密着	笠木 配管支持金物基礎 室外機基礎																																																																															
11.	工事検査及び技術検査	<p>◎電子納品：対象 ◎提出書類 (現場監督員の指示による) ・竣工図(製本2部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版) ・工事写真(写真帳1部(着手前、完成写真)) (電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付))、電子データ2部 ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成工事写真については、工事的目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	5.	一般事項	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生・下階天井養生・その他( ))とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>S4S工法</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>工程</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td>平場、立上り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工法	S4S工法			工程				施工箇所	平場、立上り			1 既存保護層(立上り部等)撤去等				2 既存保護層(平場)撤去等				3 既存断熱層撤去等				4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○			5 既存防水層(平場)撤去等				6 既存下地の補修及び処置	○			7 防水層の新設	○			8 断熱材の新設				9 保護層の新設				6.	シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。 ◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を(行う・行わない)。 ◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>防水端部</td> <td>新設</td> <td>15x10</td> <td>簡易接着</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	防水端部	新設	15x10	簡易接着						
区分	サイズ																																																																																	
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
工法	S4S工法																																																																																	
工程																																																																																		
施工箇所	平場、立上り																																																																																	
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																																																		
2 既存保護層(平場)撤去等																																																																																		
3 既存断熱層撤去等																																																																																		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○																																																																																	
5 既存防水層(平場)撤去等																																																																																		
6 既存下地の補修及び処置	○																																																																																	
7 防水層の新設	○																																																																																	
8 断熱材の新設																																																																																		
9 保護層の新設																																																																																		
記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																													
MS-2	変成シリコーン	防水端部	新設	15x10	簡易接着																																																																													
12.	完成図等		3章	防水改修工事	<p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p>	7.	防水保証																																																																											

鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3  
管理棟築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日  
2021.11

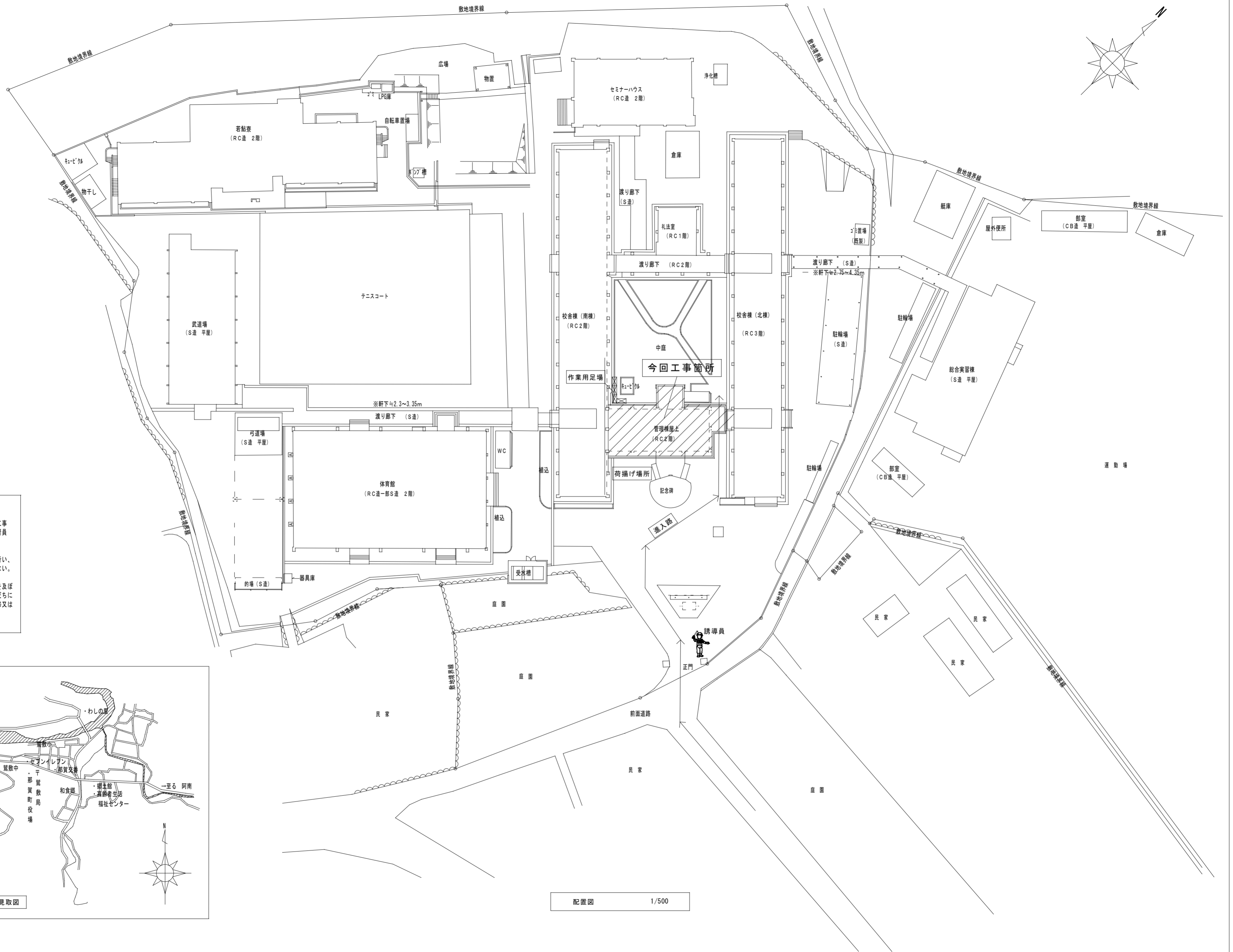
工事名称  
R3那賀高等学校 防水改修工事

図面番号

縮尺

図面名称  
特記仕様書(2)

A 〇 2

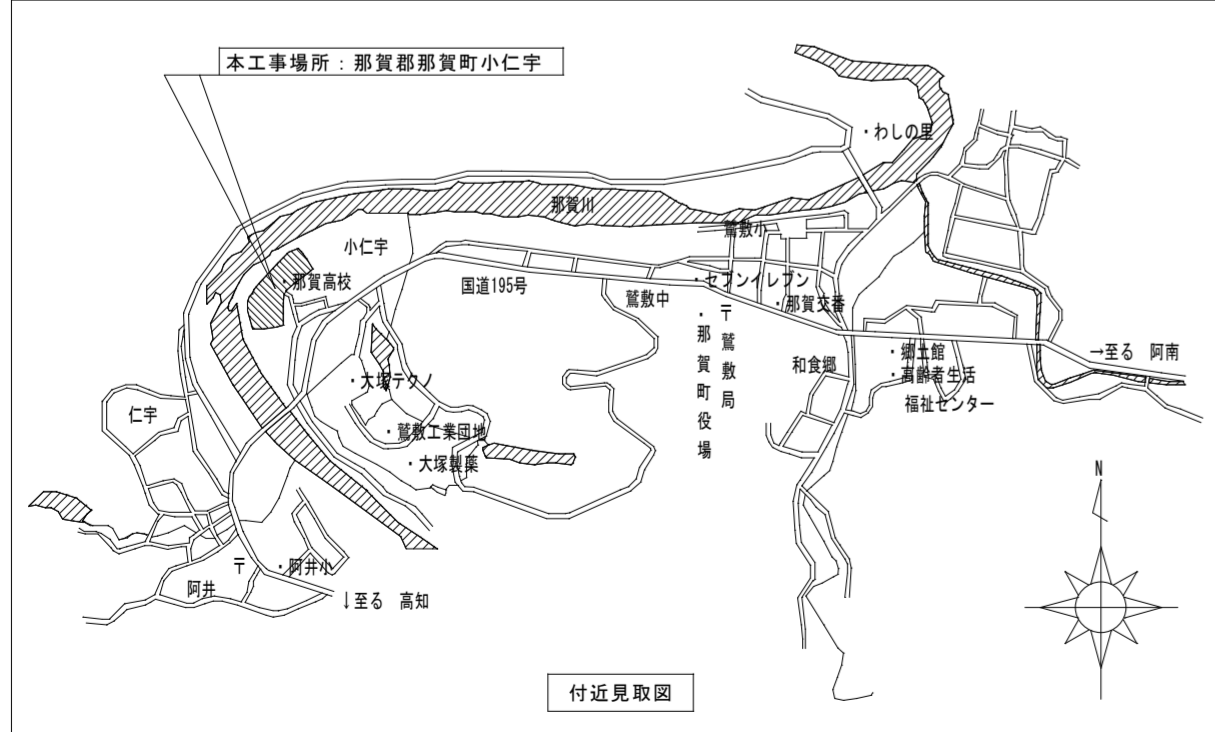


■支障物件について

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

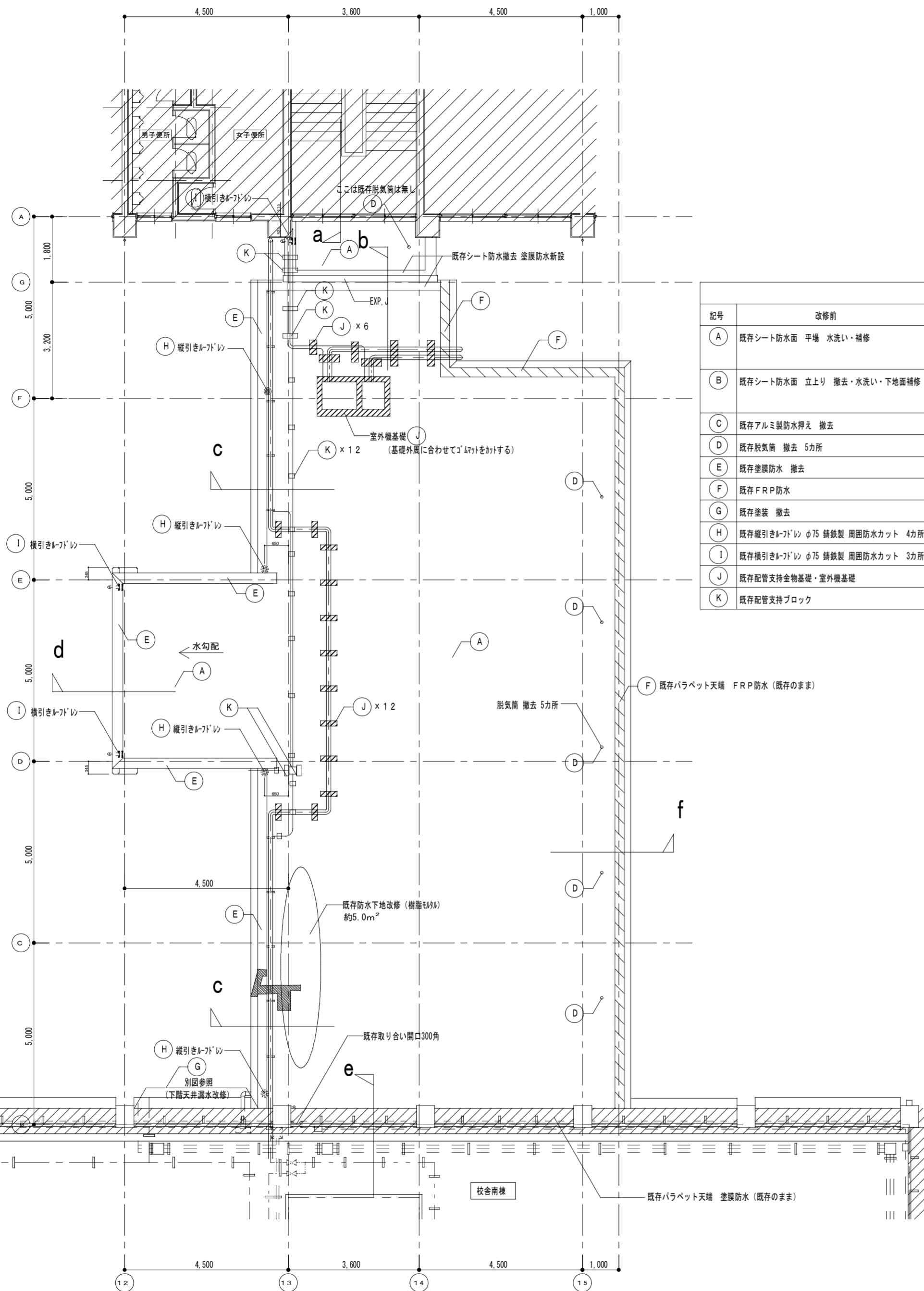
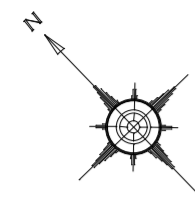
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



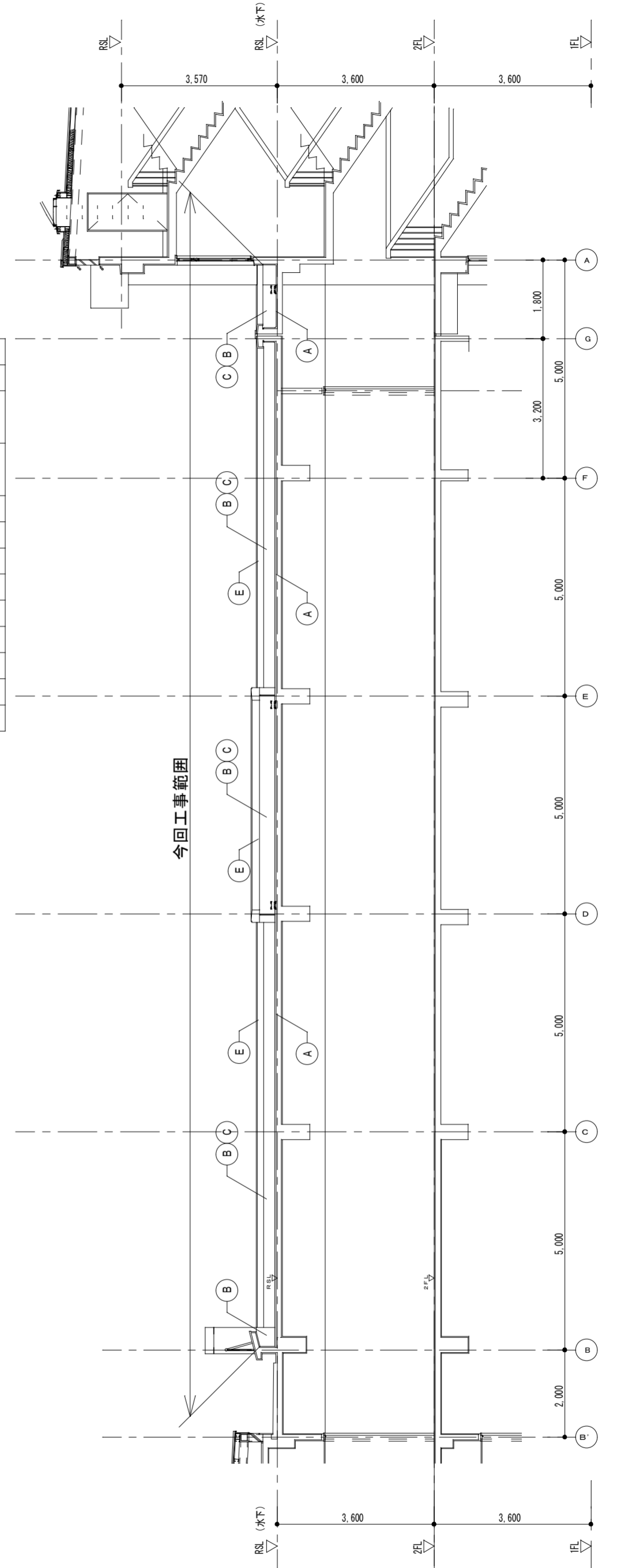
配置図 1/500

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島2-888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敏	年月日	2021.11	工事名称	R3那賀高等学校 防水改修設計工事	図面番号	A-03
	縮尺	(A2) 1:500 (A3) 1:707	図面名称	付近見取図・配置図		



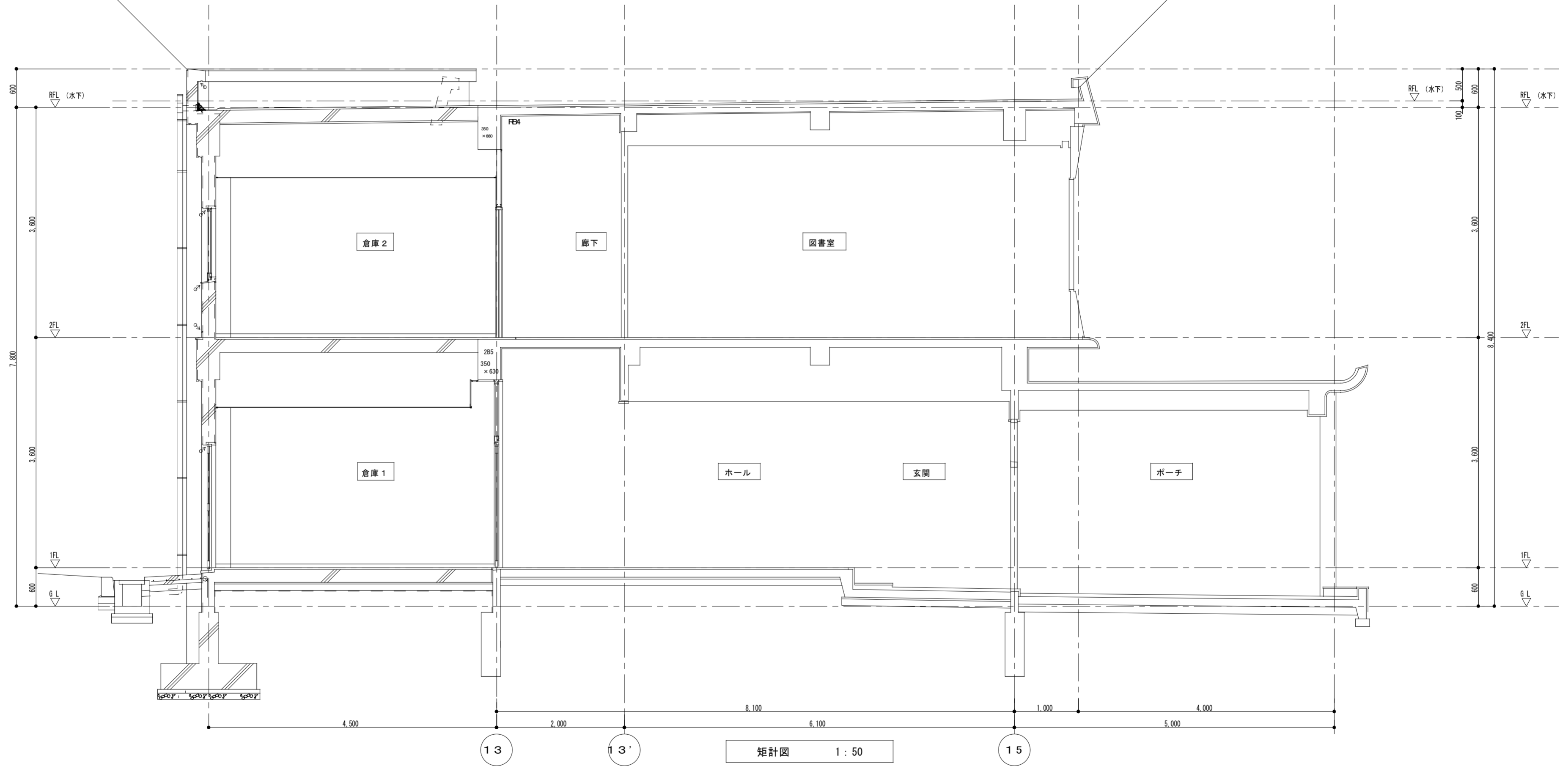
R階 平面図 1:100

屋根 仕上表		
記号	改修前	改修後
A	既存シート防水面 平場 水洗い・補修	シート防水塩化ビニル樹脂系ルーフィング (S-M2)
B	既存シート防水面 立上り 撤去・水洗い・下地面補修	樹脂モルタル塗下地 シート防水塩化ビニル樹脂系ルーフィング (S-F2)
C	既存アルミ製防水押え 撤去	アルミ製コーナー押え 新設
D	既存脱気筒 撤去 5カ所	ステンレス製脱気筒 新設 6カ所
E	既存塗膜防水 撤去	水洗い 塗膜防水
F	既存FRP防水	既存のまま
G	既存塗装 撤去	水洗い ウレタンゴム系塗膜防水
H	既存縦引きレフトレ 径75 鋼鉄製 周囲防水カット 4カ所	ドレン周囲防水カット部 水洗い 塗膜防水 ドレンカバー取替 4カ所
I	既存横引きレフトレ 径75 鋼鉄製 周囲防水カット 3カ所	ドレン周囲防水カット部 水洗い 塗膜防水 改修ドレン設置 3カ所
J	既存配管支持金物基礎・室外機基礎	水洗い ウレタンゴム系塗膜防水
K	既存配管支持ブロック	浮かし張り



今回工事範囲 P-H階断面詳細図 1:100

今回工事範囲



鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3  
管理建築士1級198828号 鎌倉和敬

年月日  
2021.11

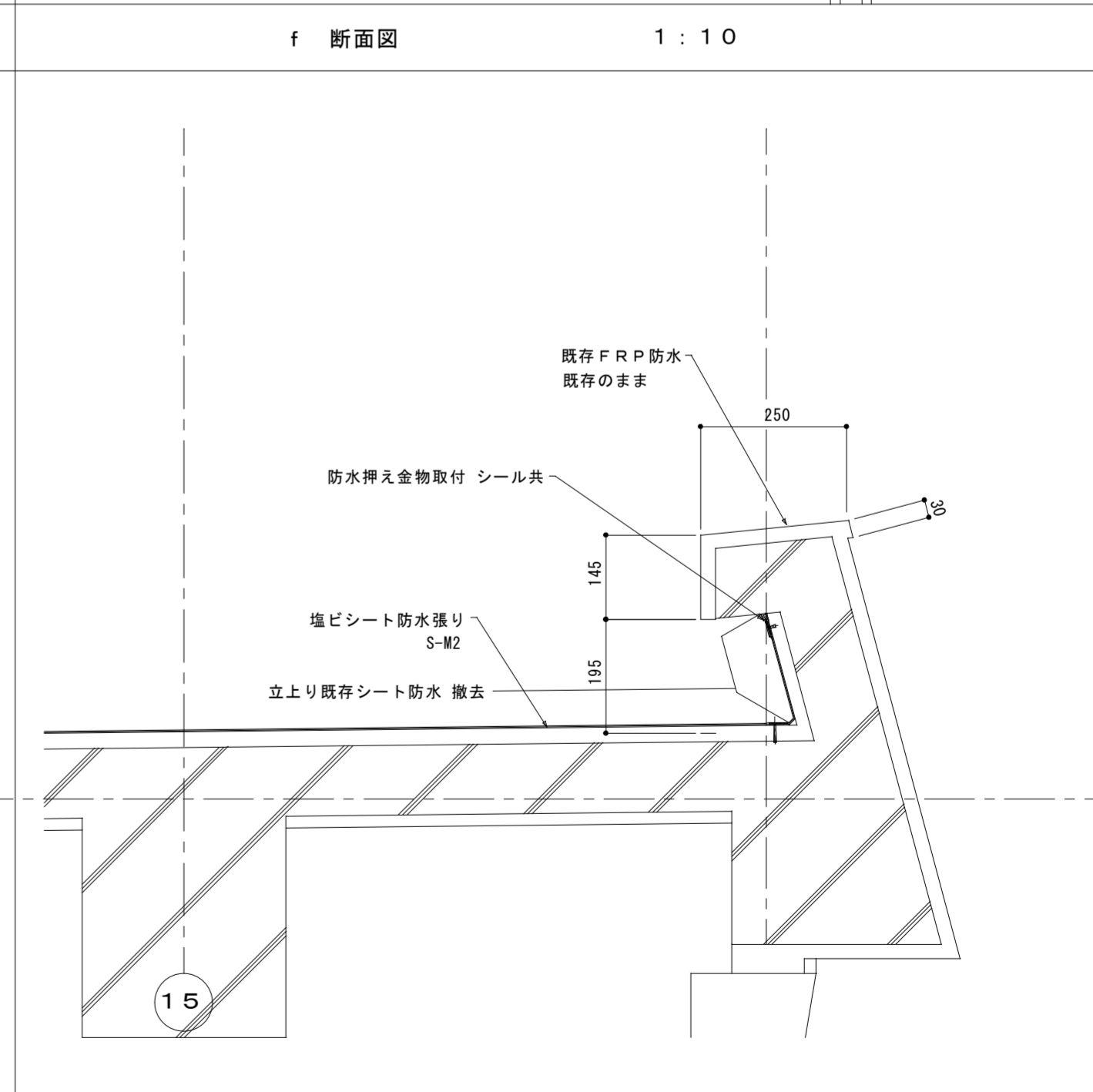
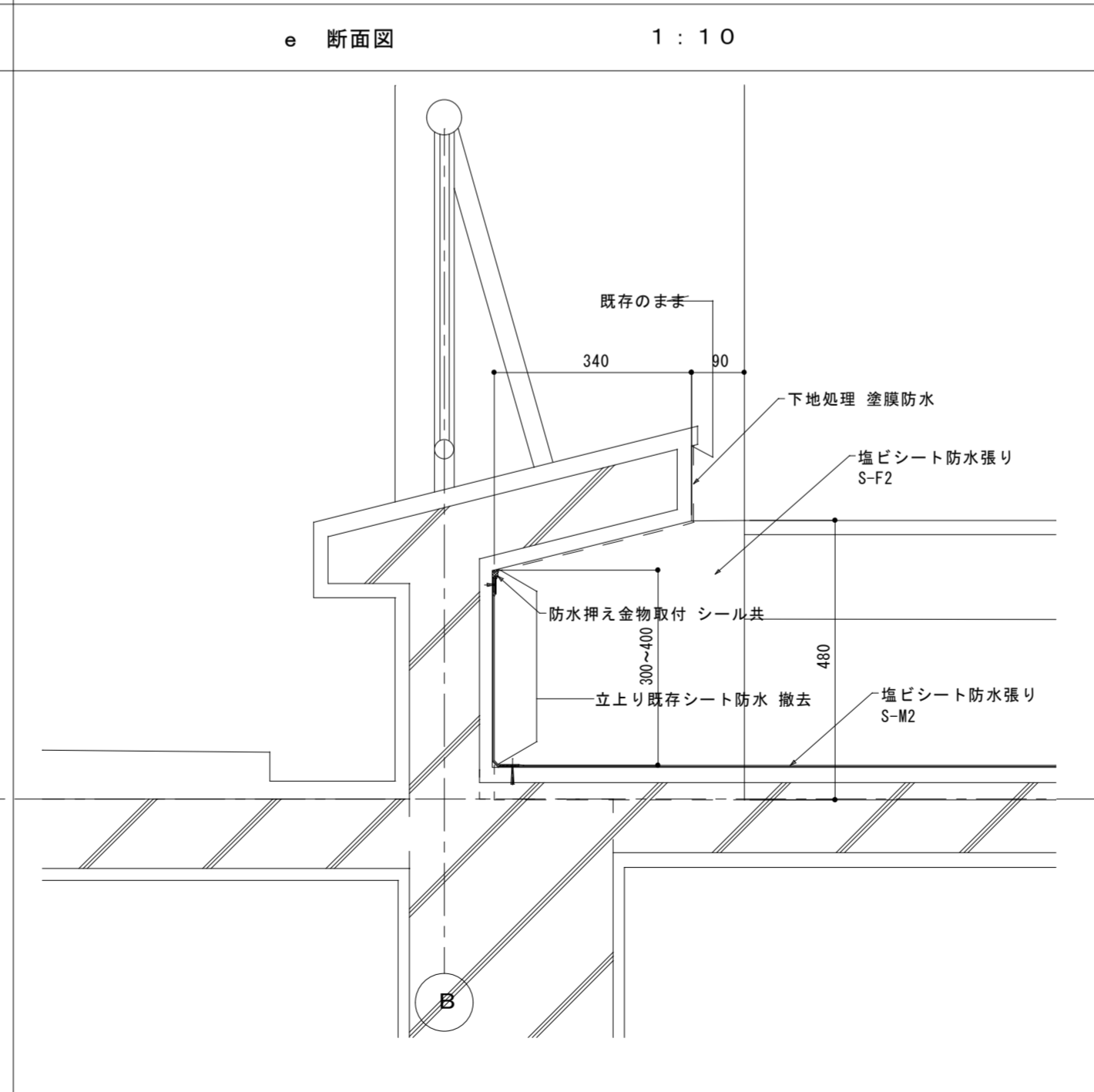
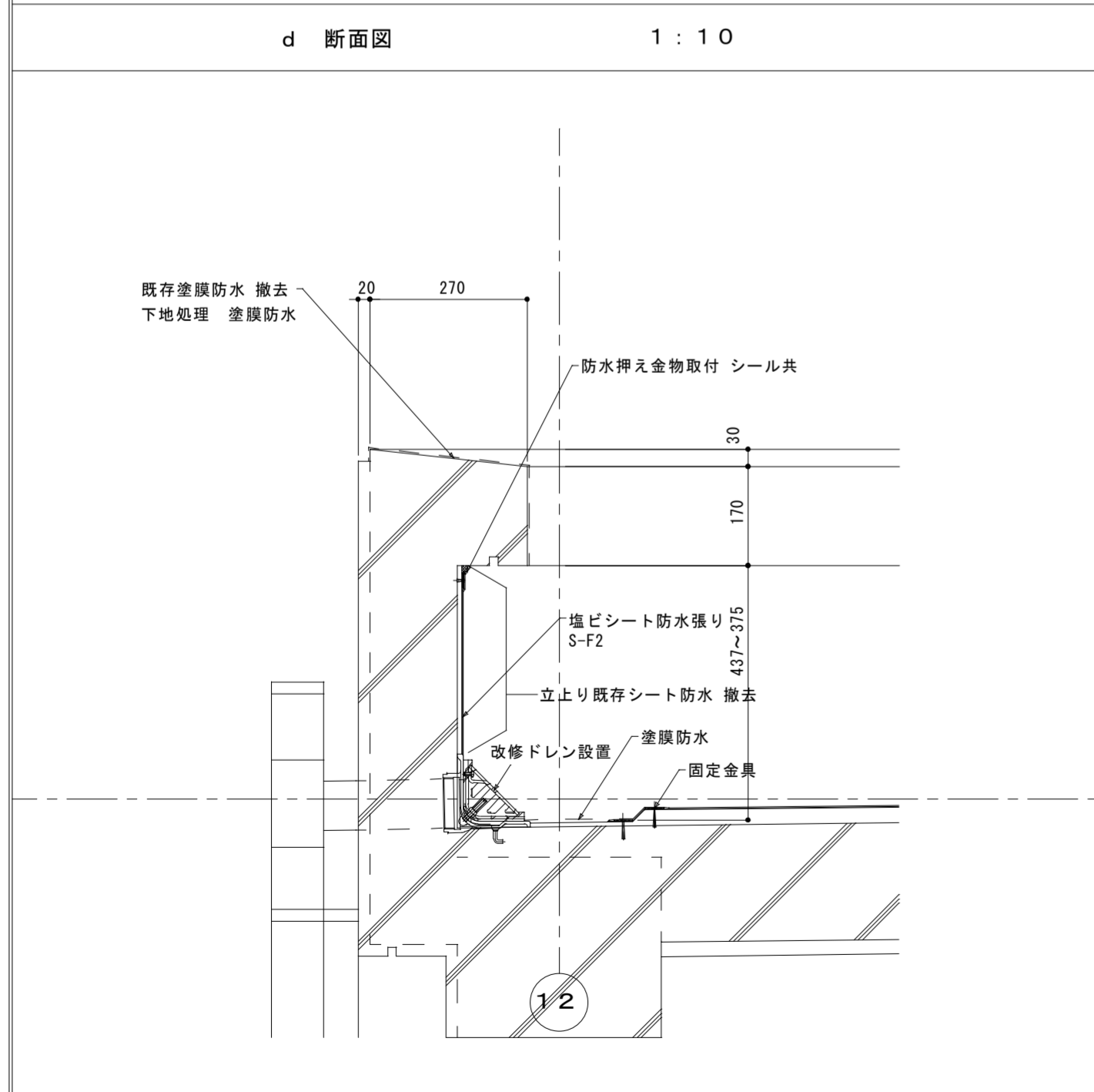
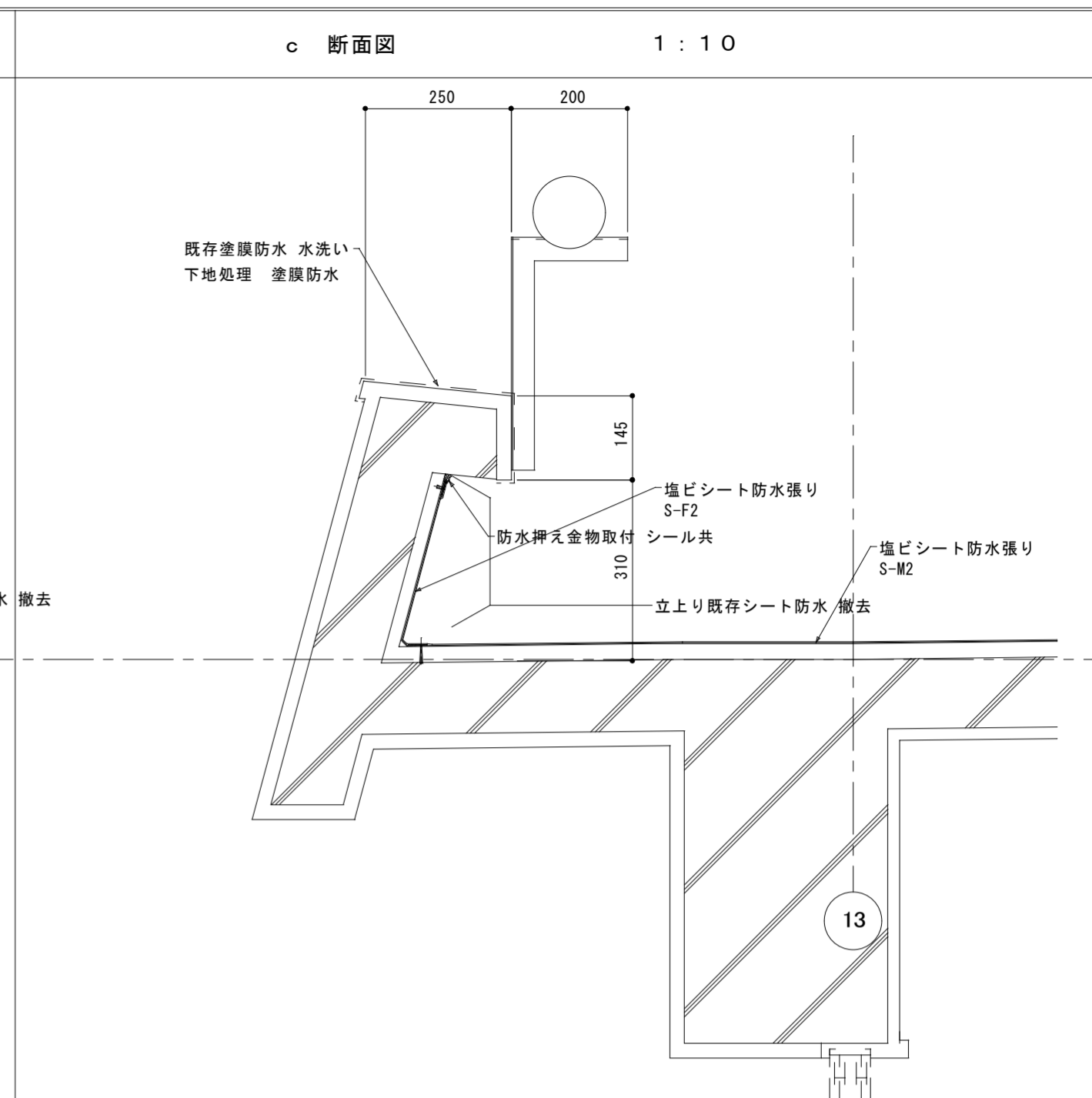
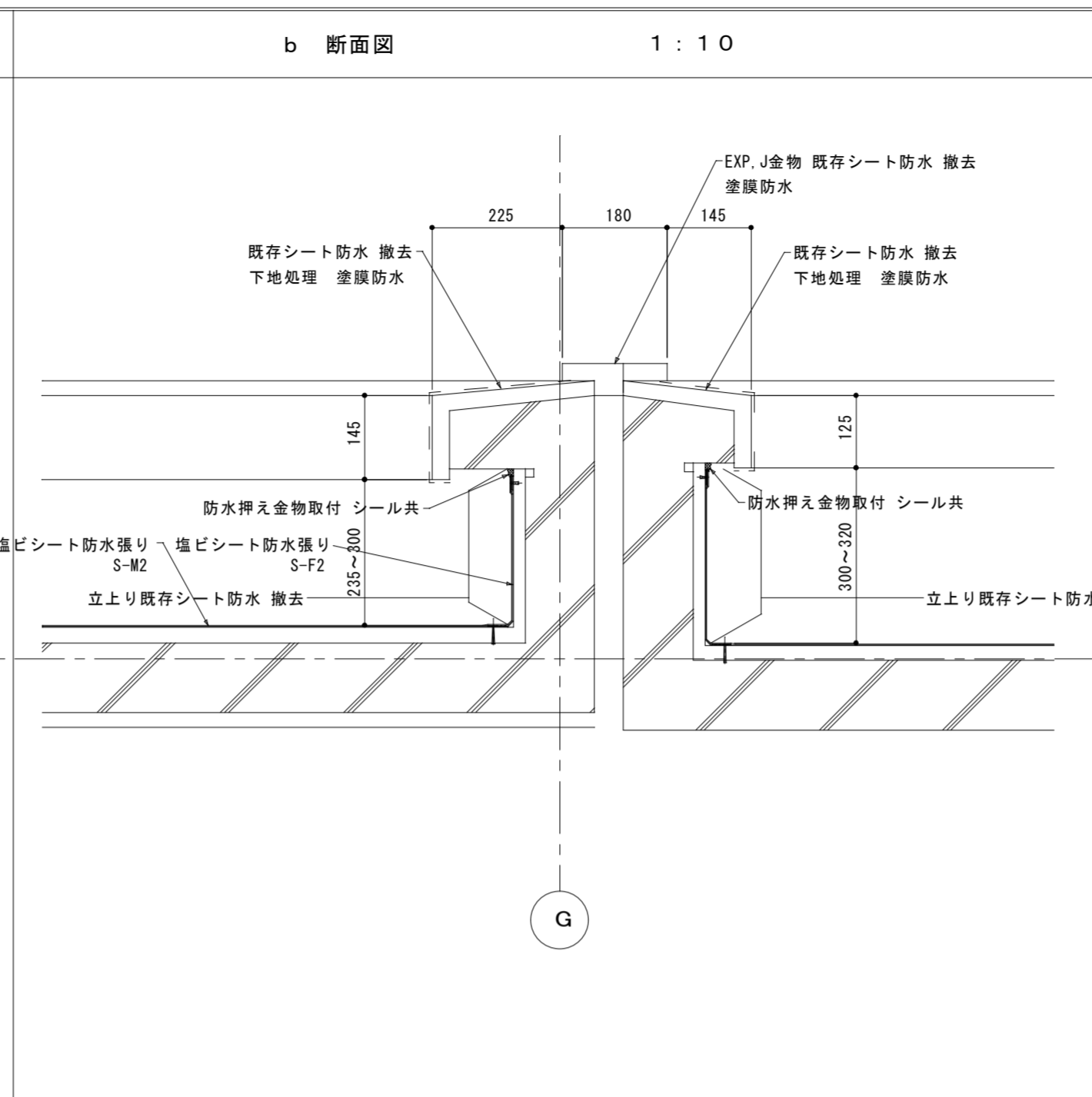
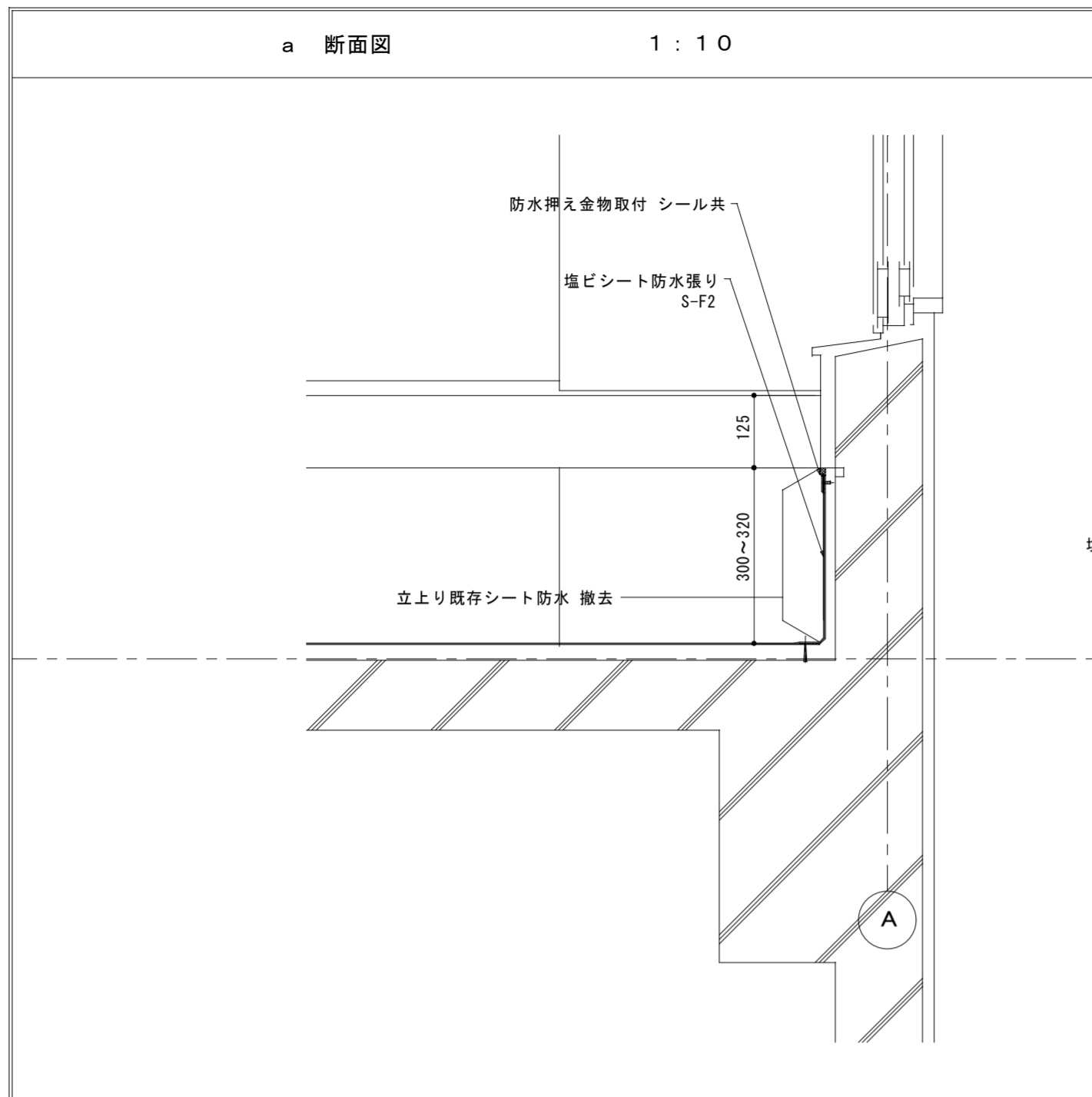
工事名称  
R3那賀高等学校 防水改修工事

図面番号

A — 05

縮尺 (A2) 1:50  
(A3) 1:70.7

図面名称  
矩計図



鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3  
管理建築士1級198828号 鎌倉和敬

年月日 2021.11

工事名称 R3那賀高等学校 防水改修工事

図面番号

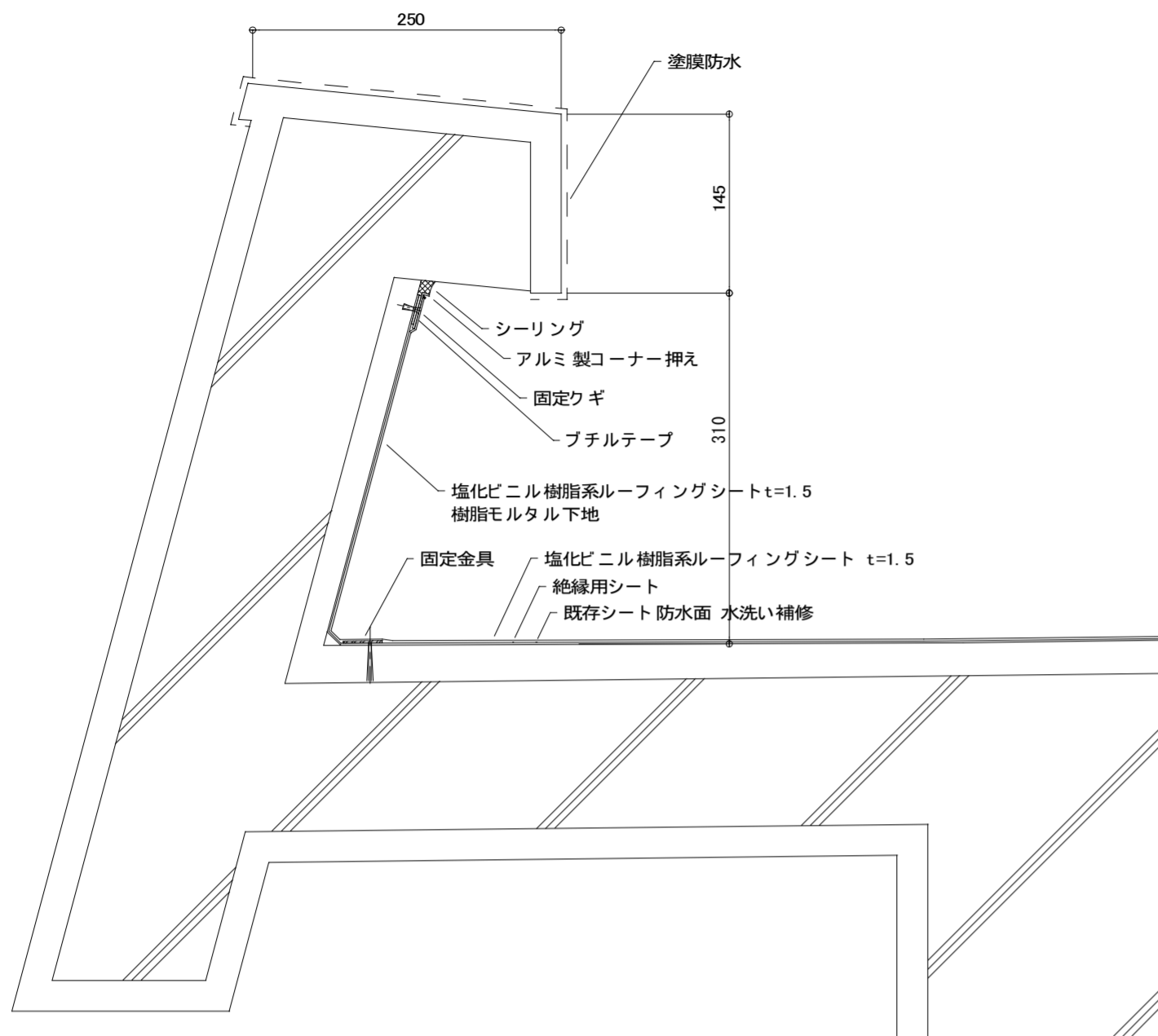
A-06

縮尺 (A2) 1:10  
(A3) 1:14.1

図面名称 詳細図(1)

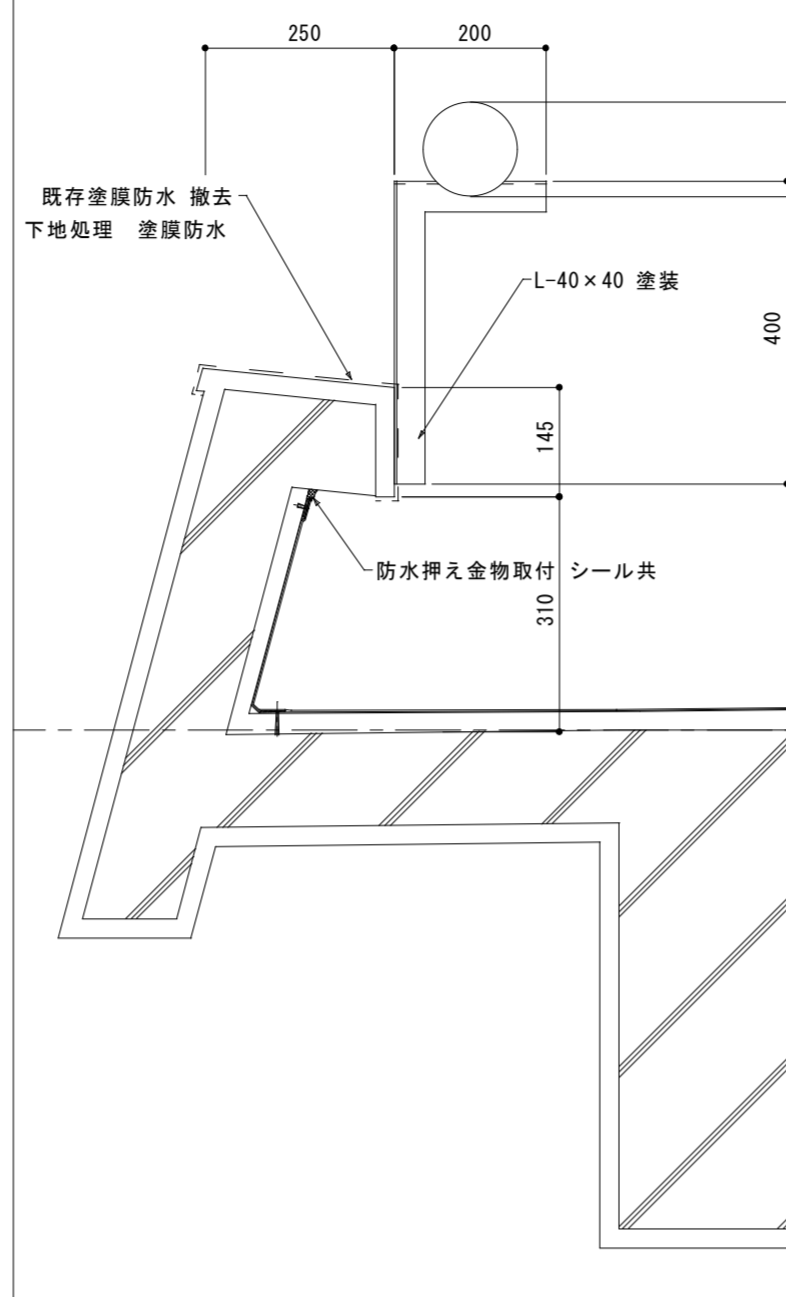
一般パラペット断面図

1 : 5



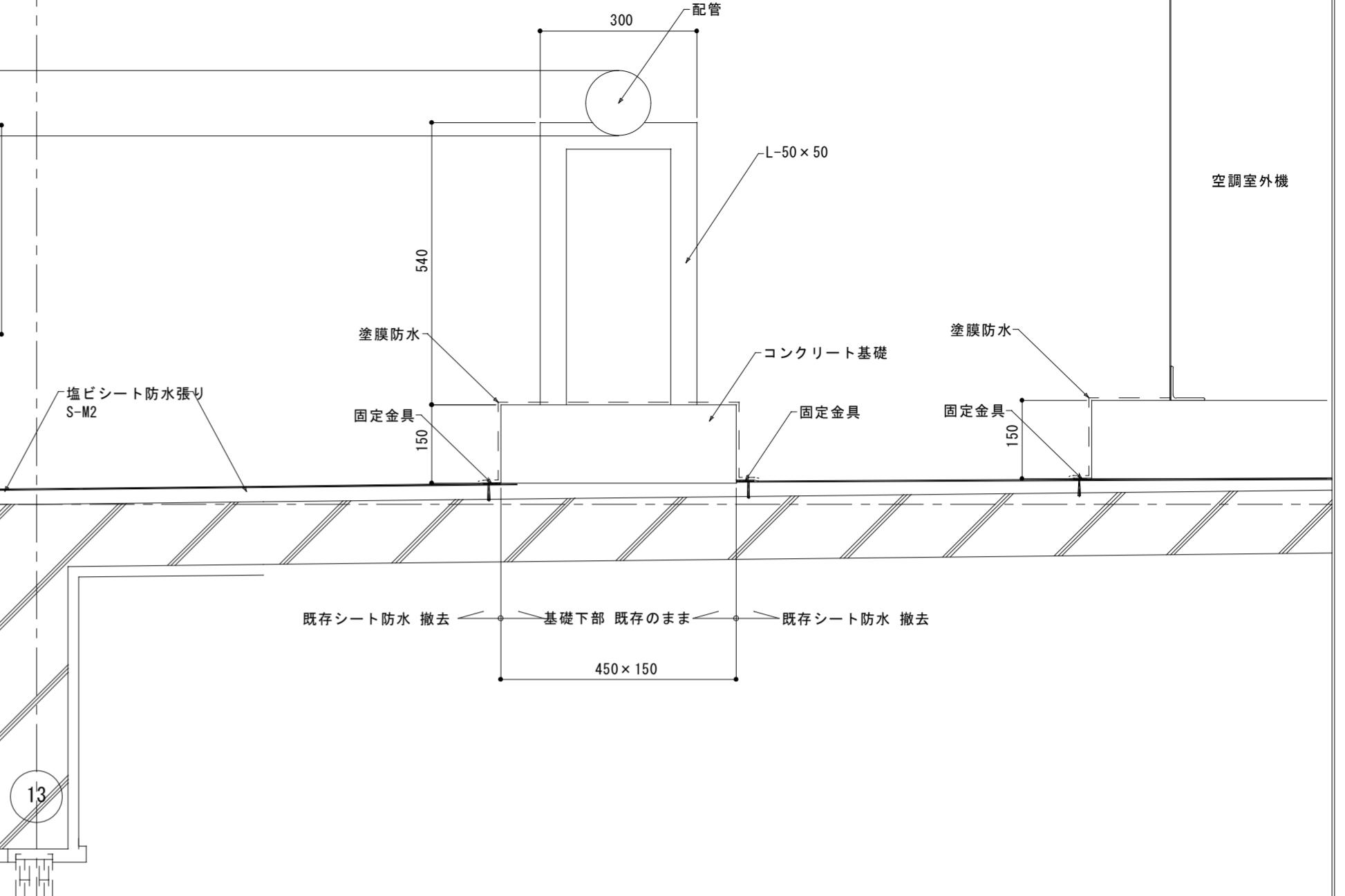
配管支持金物 断面図

1 : 10



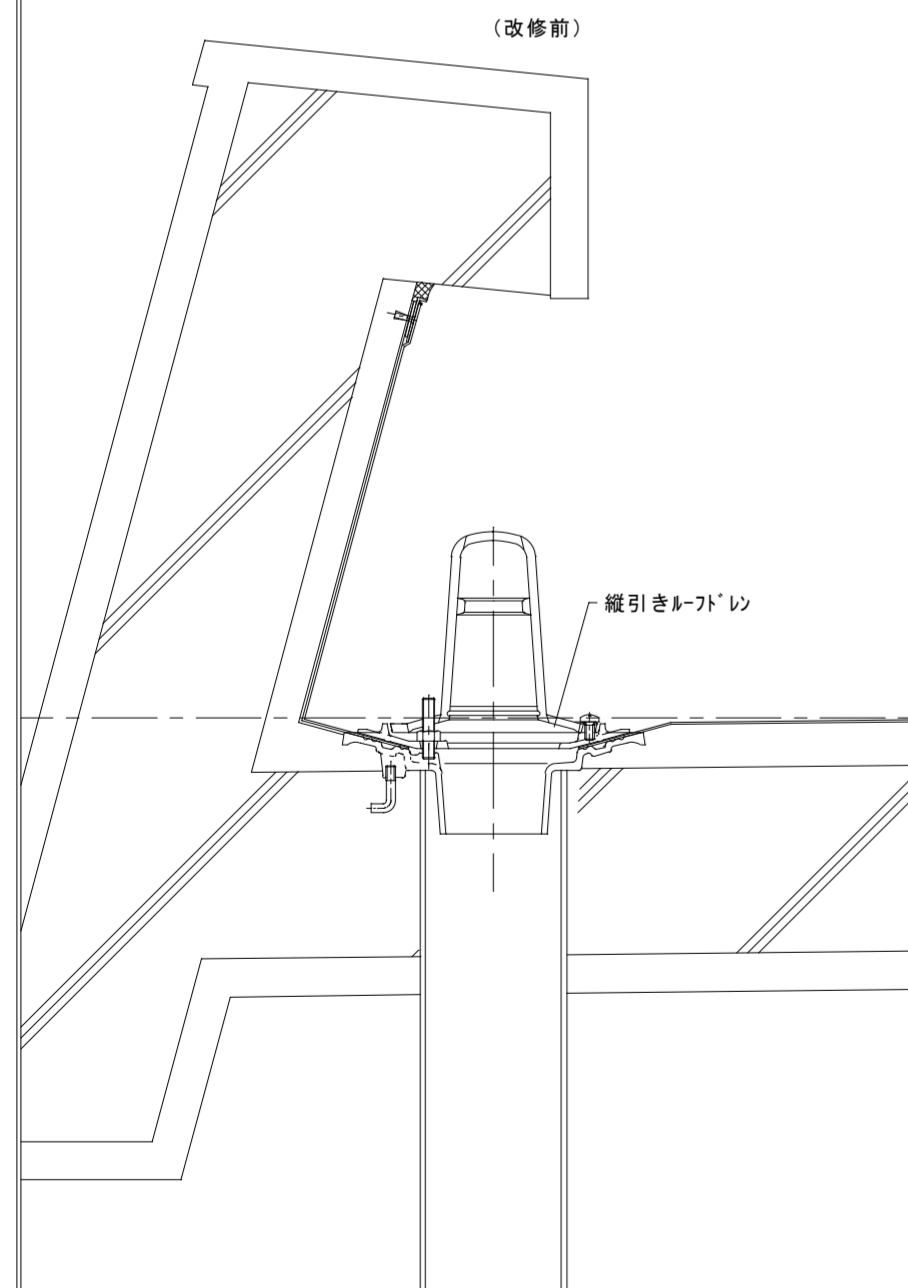
室外機基礎 断面図

1 : 10

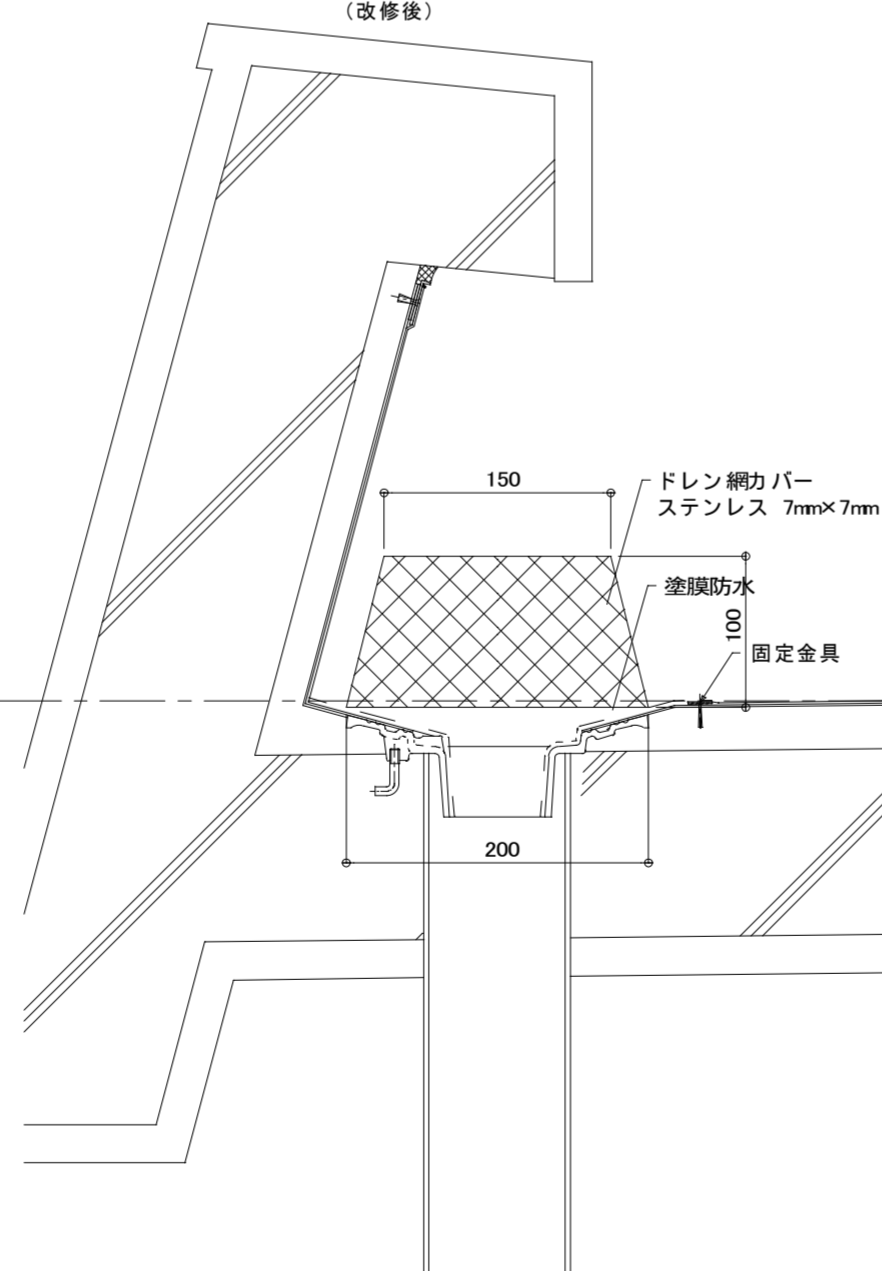


ルーフドレン 断面図 (参考図)

1 : 5

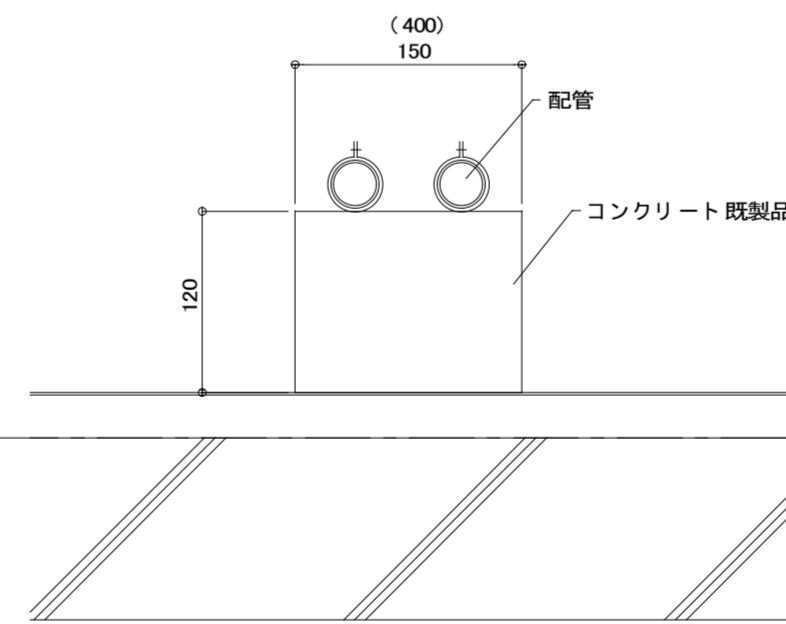


(改修後)



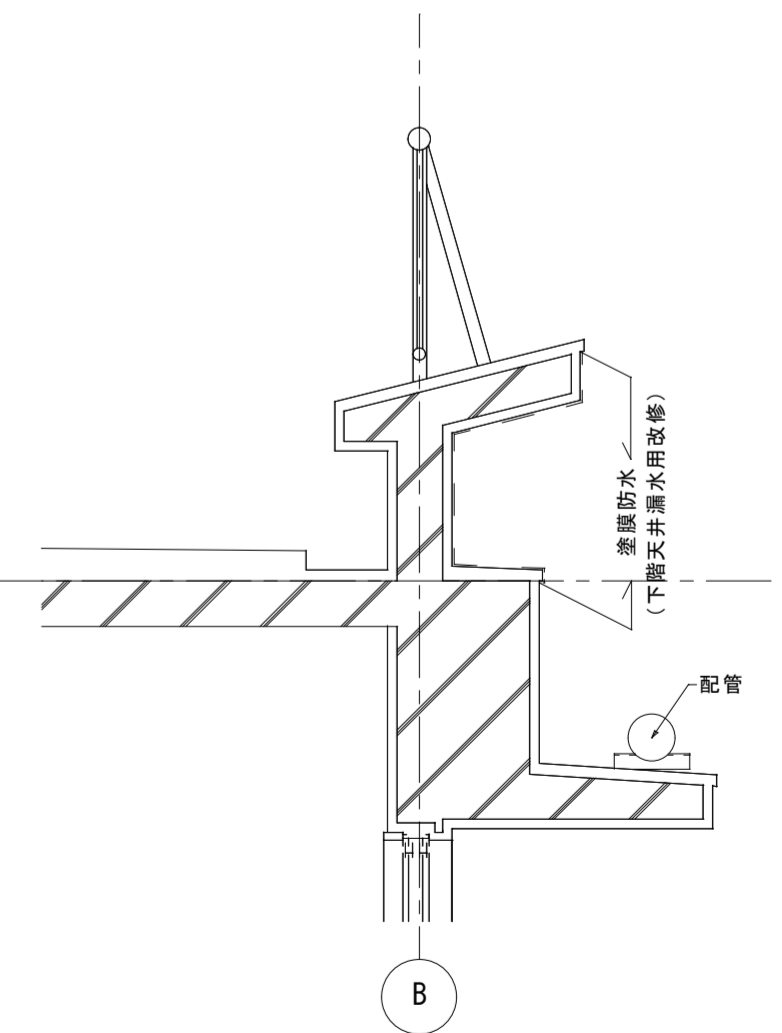
配管支持ブロック 浮かし張り

1 : 5



南棟 12~13 通り

1 : 20



鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3  
管理建築士1級198828号 鎌倉和敬

年月日  
2021.11

工事名称  
R3那賀高等学校 防水改修工事

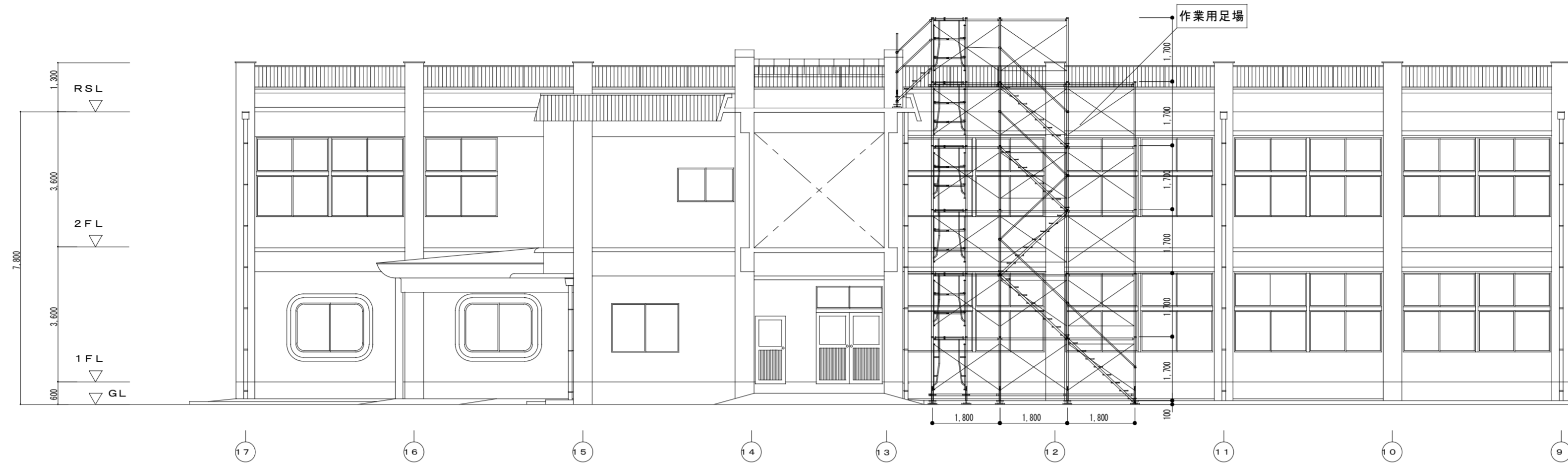
図面番号

A-07

縮尺 (A2) 1:5, 10, 20  
(A3) 1:7, 14, 28

図面名称  
詳細図(2)





校舎南棟 北面足場立面図 1/100



管理棟 東面足場立面図 1/100  
(東面には足場無し)

	<b>鎌倉建築設計事務所</b> 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敬	年月日	2021.11	工事名称	R3那賀高等学校 防水改修工事	図面番号 A — 08
		縮尺	(A2) 1:100 (A3) 1:141.4	図面名称	管理棟 外部足場立面図 (参考図)	